

# 2023年度 DX（デジタル化）設備導入支援事業（FS 調査枠）【募集要領】

公益財団法人 石川県産業創出支援機構

石川県産業創出支援機構では、社会を取り巻くデジタル環境の変化や人手不足の状況の中、DX（デジタル化）を通じた競争優位の確立や経営戦略上の課題解決に向けて、県内中小企業者等の継続的なデジタル投資を重点的に後押しすることを目的に、DX（デジタル化）設備導入支援事業（FS 調査枠）を下記のとおり募集します。

記

## 1 補助対象事業

- ・ 競争優位の確立や経営戦略上の課題解決（コストダウンや差別化）につながる継続的なデジタル投資の一環となる、AI・IoT・等のデジタル技術を活用した設備の導入前段階で行う業務分析や費用対効果の算出などの FS 調査（feasibility study：実行可能性調査）を行う事業に対して補助金を交付します。（「既に導入を決めている設備に係る経費の一部」や「設備の購入費」を補助する事業ではありません。）  
ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付対象となりません。
- ・ DX（デジタル化）設備導入支援事業（連携枠）もしくは、DX（デジタル化）設備導入支援事業（個別枠）を申請した（申請予定を含む。）事業者についても、事業内容が異なる場合は、併せて本事業を申請することができます。
- ・ 工程全体のオートメーション化の検討やスクラッチシステムの開発、他社との連携システムの導入検討など、「事前検討に長期間を要するもの」や「技術的に高度なもの」、「他社との連携を推進するもの」が補助対象となります。  
また、FS 調査の次の導入段階では、ものづくり補助金などの利用に繋げて頂くことを想定しています。
- ・ 本事業への申請と併せて、県や ISICO が実施するデジタル関係の研修やセミナー（スマートエスイーIoT/AI 石川スクール、デジタル化実践道場、デジタルセミナーなど）への参加を推奨しています。

### 【対象となる想定例】

- ・ AI・IoT・ロボット等を活用した自動生産ラインの構築検討
- ・ 基幹システムや生産管理システムの仕様検討
- ・ レガシーシステムの統合・刷新に向けた具体的な検討
- ・ 自社独自の設計が一から必要となる機械装置等の導入検討
- ・ 先端技術を活用した機械装置やシステム等の導入検討
- ・ 言語化が難しい職人技等を承継するため、AI 等を用いて可視化するシステム等の導入検討
- ・ 業務効率化に資するシステム開発ツールの導入検討

- ・サプライチェーン間の受発注管理のための連携システムの導入検討 など

【対象とならない例】

- ・既に導入を決めている設備投資に係る事業
- ・上記のうち、仕様検討等に係る経費を切り分けた事業
- ・自社だけで使用するパッケージシステムやパッケージソフト等のみの導入検討
- ・(FS 調査が本事業の目的のため) 機械装置やシステム等を購入する事業
- ・そもそも検討内容がまだ具体化していない事業 など

## 2 補助対象者

補助対象者は、①～③の全てに該当するものとする。

- ① 石川県内に主たる事業所を有する中堅・中小企業者等であること。

本事業における「中小企業者等」とは、ア、イのいずれかに該当する者、「中堅企業等」とは、ウに該当する者とする。

ア【中小企業者（組合関係以外）】

- ・資本金又は従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

主たる事業として営んでいる業種	資本金（資本の額または出資の総額）	従業員数〔常勤〕 （※1）
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5 千万円	100 人
小売業	5 千万円	50 人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5 千万円	200 人
その他の業種（上記以外）	3 億円	300 人

（※1）常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

ただし、次の (1) ～ (5) のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

(みなし大企業)

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中堅企業を除く）が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業（中堅企業を除く）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業を除く）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を (1)～(3) に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3) に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規程を適用しません。

また、(6)に定める事業者に該当する者は補助対象者から除きます。

(6) 個人事業主のうち、医師、歯科医師、助産師、系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）、申請時点で開業していない創業予定者

## イ【中小企業者（組合関係）】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合（※1）、生活衛生同業小組合（※1）、生活衛生同業組合連合会（※1）、酒造組合（※2）、酒造組合連合会（※2）、酒造組合中央会（※2）、酒販組合（※2）、酒販組合連合会（※2）、酒販組合中央会（※2）、内航海運組合（※3）、内航海運組合連合会（※3）、技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

(※1) その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であること。

(※2) その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

(※3) その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

## ウ【中堅企業等】

- ・会社、個人又は組合（「イ」に列挙している組合に限る。）のうち、「資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること」または、「従業員数(常勤)が2,000人以下であること」（ただし、上記「ア」又は「イ」に該当するものを除く。）。

## エ【特定非営利活動法人】

- ・広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う、従業員数が300人以下の特定非営利活動法人であること。ただし、法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人であり、認定特定非営利活動法人ではないこと。

⇒ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、個人開業医、創業予定者などは補助対象外となります。

- ② 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を応募申請時点で行っていること。（「SECURITY ACTION 自己宣言」サイトへの入力及び宣言したことが分かる資料の提出が必須）

- ・「SECURITY ACTION」公式サイト（制度概要）：  
<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html>
- ・「SECURITY ACTION 自己宣言」サイト：  
<https://security-shien.ipa.go.jp/security/>

- ③ 中小企業庁が「みらデジポータルサイト」で実施する「みらデジ経営チェック」を応募申請時点で行っていること。

(「みらデジポータルサイト」への入力及びチェック結果の提出が必須)

・みらデジポータルサイト：<https://www.miradigi.go.jp/>

### 3 補助率等

補助率	補助対象経費の2分の1以内 ただし、【賃上げ要件】(※1)を満たす場合、もしくは、 小規模事業者は、補助対象経費の3分の2以内
補助限度額	(下限) 300千円 (上限) 1,000千円 ※ 千円単位とし、端数は切捨てます。
補助対象期間	採択日(交付決定日)から6か月間 ただし、最長で2024年2月29日まで
その他	【加点要件】(※2)の項目を満たすごとに審査で加点します。

#### (※1) 【賃上げ要件】

- ① 2023年1月1日から補助対象期間終了(最長2024年2月29日)までの間に、任意の連続する2か月間のそれぞれの月の一人当たり平均給与支給額を、前年同期間と比較して4%以上増加させること。また、応募申請時に、「賃金引上げ計画の誓約書」を、事業終了後の実績報告時には、「賃金引上げを証明する証憑」を提出する必要があります。

※ 「給与支給対象の日のすべて」が上記期間内である必要があります。

例えば、2023年1月給与の対象日が「2022年12月16日～2023年1月15日」の場合は、2022年12月16日～12月31日が賃上げ比較対象期間外となるため、連続する2ヶ月に含めることができません。

※ 一人当たり平均給与支給額は、「給与支給総額/全従業員数」で算定します。

※ 給与支給総額には、給料(基本給)、職務手当、家族手当、住宅手当、通勤手当等の月単位での変動要素がない固定的な手当等を含み、時間外手当、深夜残業手当、休日手当等の月単位での変動要素の大きい変動的な手当、福利厚生費、法定福利費、賞与、退職金、役員報酬等は除きます。ただし、「手当の減額、廃止などで相殺することなく、給料(基本給)の引き上げにより賃上げを達成している場合」に限り、給料(基本給)のみを、給与支給総額として算定することを認めます。

※ 全従業員数は、「雇用保険に加入している者」とし、雇用保険の被保険者とならない役員や時短勤務者(1週間当たりの所定労働時間が20時間未満等)は含みません。ただし、若手従業員や非正規社員を大量に採用するなど従業員数に大幅な変動が生じた場合は、それらを、「全従業員数ならびに給与支給総額」から除くことを認めます。

## (※2) 【加点要件】

- ① 「パートナーシップ構築宣言（サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める取り組み）」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/index.html>) において宣言を公表している事業者  
(応募申請時点で、上記ポータルサイトに登録申請していることが必須)
- ② 経済産業省が公開する DX 推進指標を活用して、DX 推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を応募申請時点で独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出していること。（自己診断結果を IPA に対して提出していることが必須）
  - ・ DX 推進指標サイト：[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/dx/dx.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx.html)
  - ・ 自己診断結果入力サイト：<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>※ 自己診断結果の入力にあたっては、G ビズ ID プライムアカウントが必要となりますので、未取得の方は早めに利用登録を行ってください。

### 「小規模事業者の定義」

業 種	常時使用する従業員の数
卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20 人以下
製造業その他	20 人以下

(※) 常時使用する従業員の数には、会社役員(従業員との兼務役員は除く)、個人事業主本人および同居の親族従業員、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

## 【注意点（重要）】

- ・ 実績報告時に、【賃上げ要件】を満たさないことが判明した場合は、補助率が 2/3 から 1/2 に変更となります。
- ・ **【加点要件】**については、提出書類が応募申請時点で提出されていなかった場合は加点されません。（後日、追加提出不可）
- ・ 補助金申請額が補助下限額未満の場合は申請できません。
- ・ 交付申請書を提出した後、補助対象期間中を含めて、やむを得ない事情や軽微な変更の場合等を除き、原則、事業内容の変更は認められませんので、交付申請書を作成する際は、あらかじめ見積書（経費の内訳が分かるもの）を取得のうえ、事業予算も含めて事業内容をしっかりと検討したうえで作成してください。

## 4 補助対象経費

### (1) 補助対象経費

項目	内容
機械装置・システム等の賃借費	デジタル技術を活用した機械装置やシステム等の借用に要する経費 ※ <u>機械装置・システム等の購入費は補助対象外</u> ※ <u>既に導入を決めている設備投資に係る経費は補助対象外</u> ※ <u>上記のうち、仕様検討等に係る経費を切り分けた場合も補助対象外</u> ※ <u>補助対象期間を超えて契約する経費は補助対象外</u> ※ 機械装置やシステム等は、石川県内の事業所・工場等で借用されている必要あり ※ 従量課金方式のサービスは補助対象外 ※ 補助対象期間内分のみ対象
材料・消耗品費	賃借した機械装置やシステム等の使用に要する経費 ※ <u>既に導入を決めている設備投資に係る経費は補助対象外</u> ※ <u>上記のうち、仕様検討等に係る経費を切り分けた場合も補助対象外</u> ※ 補助対象期間内分のみ対象
評価分析費	評価分析に要する経費 ※ <u>既に導入を決めている設備投資に係る経費は補助対象外</u> ※ <u>上記のうち、仕様検討等に係る経費を切り分けた場合も補助対象外</u>
技術指導費	デジタル技術を活用した機械装置やシステム等の効率的な導入方法等について助言を受けるため、外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等 ※ <u>既に導入を決めている設備投資に係る経費は補助対象外</u> ※ <u>上記のうち、仕様検討等に係る経費を切り分けた場合も補助対象外</u>

### (2) 補助対象外経費

次のいずれかに該当する経費については、原則、補助対象経費とはなりません。

- ・ 原則、応募申請時に提出する交付申請書及び見積書に記載がない経費
- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの（見積の取得可）
- ・ 証拠資料等によって支払金額が確認できない経費  
→ 原則、振込による支払の証拠書類が必要であり、相殺、小切手、手形決済等は不可
- ・ 発注から支払い完了まで補助事業期間内で完結していない経費  
→ 発注・納品・請求・支払いが補助事業期間内であることが必要

(見積りは、応募申請時に提出が必要なため、補助対象期間前でも可)

- ・料金体系が従量課金方式のクラウドサービス等の利用料
- ・顧問契約者に対する技術指導費 (別途契約の場合を含む)
- ・外部の技術指導員・講師等の交通費、宿泊費
- ・通信費や光熱水費、文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・振込等手数料 (代引手数料含む)、各種保証料、保険等
- ・公租公課 (消費税及び地方消費税額等)
- ・機械装置・システム等の購入費
- ・機械装置やシステム等を設置するためのフロアの賃借料
- ・事業期間内に使用しない材料・消耗品等
- ・大学や研究機関等への寄付金
- ・補助対象経費以外の項目に区分される経費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

### (3) 実績報告時の証拠書類

全ての支払に必要なもの (共通)	「見積書 (税抜単価 50 万円以上の場合は 2 者の見積書、もしくは業者選定理由書) [応募申請時から変更がある場合のみ]」、「発注書 (契約書)」、「納品書 (業務完了報告書)」、「請求書」、「支払証明書 (振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等)」 など	
その他、追加で必要となるもの	技術指導費	技術指導契約書又は見積書又は社内規程等金額のわかるもの、指導報告書 など
	賃上げ要件	賃金台帳、事業所別被保険者台帳 など

## 5 募集期間及び応募方法

### (1) 募集期間

2023年3月29日(水)から2023年12月15日(金)午後4時(必着)まで  
随時募集します。

※ 採択予定件数：50件程度 (予算の範囲内で実施)

※ 予算が無くなり次第募集を終了します。

※ 審査のうえ採択 (交付決定) しますので、先着順ではありません。

※ 1事業者につき、1案件のみ申請可 (ただし、不採択となった場合のみ、一度だけ再申請することができます。)

### (2) 申請様式 (石川県産業創出支援機構のHPからダウンロード)

【URL】 <https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41170252.html>

(3) 申請書類 (必須)

① 「交付申請書 (別記様式、別紙 1~2)」

② 「見積書」

- ・「別紙 2」の事業予算記載の経費全てについて見積書が必要となります。  
原則、見積書がない経費は、補助対象外となります。

③ 「申請者の決算書 (直近 2 カ年分)」

- ・中堅・中小企業の場合は、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書 (個人事業主の場合は、税務署に提出した直近 2 か年分の確定申告書一式の写し [貸借対照表、損益計算書、月別売上 (収入) 金額及び仕入金額、減価償却費の計算などを含む])。組合、特定非営利活動法人の場合は、直近 2 か年分の決算書及び定款。創業間もない場合は、履歴事項全部証明書及び作成済みの決算書)

④ 「独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★二つ星」を宣言したことが分かる資料

- ・IPA からの通知メール「自己宣言受付確認のお知らせ」又は、「SECURITY ACTION 自己宣言」サイト内にある自己宣言事業者検索結果一覧の画面コピー 等

※ 未宣言の方は、早めに手続きを行ってください。

⑤ 「中小企業庁の「みらデジポータルサイト」の入力結果「みらデジ経営チェック結果」を出力 (画面コピー等) したもの」

(4) 提出方法

申請書類の提出は、①電子申請システム [jGrants] 【推奨】、②電子メール+郵送、のいずれかの方法に限ります。

【①電子申請システム、②電子メール+郵送：共通】

	提出書類	提出形式
必 須	● 交付申請書 (別記様式、別紙 1~2)	・ エクセル ファイル 【必須】
	● 見積書 (税抜単価 50 万円以上の場合は 2 者の見積書、もしくは業者選定理由書が必須) ● 申請者の決算書 (直近 2 か年分) ※ 円単位で記載されたもの ● 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★二つ星」を宣言したことが分かる資料 ● 中小企業庁の「みらデジポータルサイト」の入力結果「みらデジ経営チェック結果」を出力 (画面コピー等) したもの	・ PDF ファイル (ワード・エクセル ファイル可)

賃上げ要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賃金引上げ計画の誓約書 (交付申請書のエクセルファイルにシートあり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エクセルファイル <b>【必須】</b></li> </ul>
加点点要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「パートナーシップ構築宣言」の内容が記載された文書 (パートナーシップ構築宣言ポータルサイト： <a href="https://www.biz-partnership.jp/index.html">https://www.biz-partnership.jp/index.html</a> で公表されているもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PDF ファイル (ワード・エクセルファイル可)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● DX 推進ポータル (DX 推進指標) から出力される提出データ (自社が提出した自己診断結果) (取得方法は、自己診断結果入力サイト： <a href="https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html">https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html</a> を確認してください。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CSV ファイル</li> </ul>

※ ①電子申請システムの場合、交付申請書の表紙 (別記様式) に「代表者印」の捺印が不要なため、別途郵送していただく書類はありません。

**【②電子メール+郵送の場合に、別途郵送するもの】**

提出書類	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「代表者印」を捺印した事業計画書の表紙 (別記様式)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則郵送。ただし、募集期間終了間際のみ、持参可</li> <li>・ その他の書類の郵送は不要</li> </ul>

※ 募集期間内に、電子メール・郵送の両方を提出して頂く必要があり、両方が提出された時点で受付します。

< ②電子メール+郵送の提出書類 >



(5) 提出先

メールアドレス	digital@isico.or.jp
郵送先住所	〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1F 石川県産業創出支援機構 企業振興部 設備導入支援課

(6) 相談先

補助対象として認められるか事前に確認したい、申請書類や提出方法等が分からないなどがありましたら、下記までご相談ください。

相談窓口	連絡先
石川県産業創出支援機構 企業振興部 設備導入支援課	076-267-1001
石川県商工労働部 産業政策課 産業デジタル化支援グループ	076-225-1519

なお、上記相談窓口では、交付申請書の事前確認は行っていないため、交付申請書の策定にあたっては、必要に応じて、よろず支援拠点、商工会・商工会議所等の支援機関や金融機関などにもご相談いただければと思います。

## 6 事業の選定

(1) 審査方法

- ・申請書類は、外部有識者等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。
- ・必要に応じて、申請書類の内容についてヒアリングする場合があります。
- ・審査経過に関する問い合わせには一切応じられません。
- ・採択された場合でも、予算の都合等により採択額が申請額よりも減額される場合があります。
- ・採択案件の決定後、すべての申請者に対し、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。

## (2) 審査基準

① 事業目的の妥当性	【別紙1の1】
・調査の必要性を十分検討した上で、経営視点も含めた事業目的が設定されているか。	
② 課題設定の妥当性	【別紙1の2】
・事業課題が適切な現状分析に基づき妥当かつ明確に設定されているか。	
③ 解決策の妥当性及び実行力	【別紙1の2】
・事業課題に対する解決策（調査内容）が妥当かつ整合性が認められるか。 ・実施体制や調査スケジュールが妥当か。	
④ 設備導入後の想定効果及び費用対効果	【別紙1の2、別紙2】
・設備導入した場合に期待される定性・定量的な想定効果が妥当か。 ・事業実施に係る費用が適切に計上され、かつ、費用対効果が高いか。	
⑤ 本事業の目的との整合性	【別紙1】
・競争優位の確立を目指したコストダウンや差別化につながる継続的なデジタル投資の一環といえるか。	

## (3) 補助金の交付について

- ・採択決定と交付決定を同時に行いますので、審査において補助対象外経費が含まれていることが判明した場合、それらを除いて交付決定します。また、採択決定（交付決定）後、補助事業に着手することができます。
- ・事業終了後1か月以内もしくは採択日（交付決定日）から6か月経過日（最長2024年2月29日）のいずれか早い日までに、補助対象事業の成果、ならびに支出ごとに見積から支払までの書類を揃えた上で、補助金の実績報告書を提出いただき、精算払となります。
- ・実績報告書の提出期限を過ぎた場合、交付決定の取消しとなる場合があります。
- ・採択後、県内企業に取り組みを広めていくため、セミナーでの講演やHPでの事例紹介などへのご協力をお願いする場合があります。

## 7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんのでご了承ください。

### (1) 事業化状況等の報告

補助事業終了後3年間、事業化等の状況について、別途指定する様式に従って報告書を提出していただきます。

### (2) 補助事業の変更等

交付決定を受けた後、やむを得ない事情等により、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

### (3) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

### (4) 検査

事業期間中の進捗状況確認及び事業終了後の確定検査のため、石川県産業創出支援機構が実地検査に入ることがあります。

### (5) 収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。

## <事業スケジュール>

日 程	実 施 内 容
2023年3月29日 ～12月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付申請書等の提出（随時募集） 【事業者 → 石川県産業創出支援機構】</li> </ul>
2023年6月頃 ～2024年1月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査（定期的に審査） 【石川県産業創出支援機構】</li> </ul>
2023年7月頃 ～2024年1月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 採択・交付決定（定期的に実施） ※ 採択日と交付決定日は同一日付となります。</li> </ul>
（事業期間中 ～事業終了後）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の進捗状況や実施結果の現地確認 【石川県産業創出支援機構 → 事業者】</li> </ul>
事業終了後1か月以 内、もしくは、採択日 （交付決定日）から6 か月経過日（最長2024 年2月29日）のいず れか早い日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実績報告書の送付 【事業者 → 石川県産業創出支援機構】 （実績報告書、支出に関する証憑、取得財産管理台帳など） ※ 事業終了後速やかに提出してください。 ※ 提出期限を過ぎた場合、交付決定の取消しとなる場合がありますのでご注意ください。</li> <li>● 補助金額の確定通知送付 【石川県産業創出支援機構 → 事業者】</li> </ul>
確定検査終了後 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精算払請求書の送付 【事業者 → 石川県産業創出支援機構】</li> <li>● 補助金の支払い 【石川県産業創出支援機構 → 事業者】</li> </ul>